

長野県医療審議会保健医療計画策定委員会運営要領

(設置)

- 第1 保健医療計画に関する事項について調査審議するため、長野県医療審議会（以下「審議会」という。）に、保健医療計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会は、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の21第1項に定める部会とする。

(審議事項)

- 第2 委員会は、次の事項について調査審議する。
- (1) 第8次長野県保健医療計画の検討に関する事
 - (2) 第8次長野県保健医療計画の作成に関する事
 - (3) その他必要と認められる事

(組織)

- 第3 委員会は、委員25人以内で組織する。
- 2 委員会に属すべき委員及び専門委員は、審議会の会長が指名する。
 - 3 委員会に委員長を置き、委員会に属する委員及び専門委員の互選により定める。
 - 4 委員長は、会務を総理する。
 - 5 委員長に事故があるときは、委員又は専門委員のうちから互選された者がその職務を行う。
 - 6 委員会に属する委員及び専門委員の任期は、第2の審議事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(会議)

- 第4 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員及び専門委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
 - 3 議事は、出席した委員及び専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事務局)

- 第5 委員会の事務局を長野県健康福祉部医療政策課に置く。

(補則)

- 第6 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和4年9月16日から施行する。

長野県医療審議会保健医療計画策定委員会 委員（案）

（敬称略）

選出区分	氏 名	役 職 等
医 師 会 歯科医師会 薬剤師会	伊藤 正明	長野県歯科医師会長
	竹重 王仁	長野県医師会長
	日野 寛明	長野県薬剤師会長
医療を受ける 立場の者	池上 道子	心ある母さんの会相談役
	亀井 智泉	長野こども療育サークルM-テラス理事
	清水 昭	長野県保険者協議会副会長
	下平 喜隆	長野県町村会 社会環境部会長（豊丘村長）
	花岡 利夫	長野県市長会 社会環境部会長（東御市長）
	町田 貴	長野県腎臓病患者連絡協議会長
学識経験者	宇田川 信之	松本歯科大学歯学部長
	奥野 ひろみ	信州大学医学部教授
	川真田 樹人	信州大学医学部附属病院長
	小林 恵子	佐久大学看護学部教授
	酒井 茂	長野県議会議員
	本郷 一博	伊那中央病院長
	本田 孝行	長野県立病院機構理事長
	馬島 園子	長野県栄養士会長
	松本 あつ子	長野県看護協会会長
	丸山 和敏	長野県病院協議会長
	和田 秀一	長野赤十字病院長
	渡辺 仁	厚生連佐久総合病院統括院長
専門委員	飯塚 康彦	長野県医師会副会長
	杉山 敦	医療法人杉山外科医院理事長
	鈴木 章彦	医療法人すずきレディースクリニック理事長
	関 健	社会医療法人城西医療財団理事長・総長
計	委員25名（うち医療審議会委員21名）	

※名簿の記載順は、選出区分ごと五十音順に記載